

◎議 事 日 程（第 1 号）

令和元年 9 月 2 日（月曜日）午前 9 時 30 分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 市長招集挨拶
- 日程第 5 報告第 4 号 専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）
- 日程第 6 報告第 5 号 専決処分事項の報告について（愛西市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例）
- 日程第 7 議案第 41 号 愛西市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 42 号 愛西市表彰条例等の一部改正について
- 日程第 9 議案第 43 号 愛西市役所支所設置条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 44 号 愛西市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 45 号 愛西市手数料条例の一部改正について
- 日程第 12 議案第 46 号 愛西市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第 13 議案第 47 号 愛西市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 14 議案第 48 号 愛西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 15 議案第 49 号 愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正について
- 日程第 16 議案第 50 号 愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 17 議案第 51 号 愛西市水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第 18 議案第 52 号 海部地方教育事務協議会規約の変更について
- 日程第 19 議案第 53 号 令和元年度愛西市一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 20 議案第 54 号 令和元年度愛西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 21 議案第 55 号 令和元年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 22 認定第 1 号 平成 30 年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 23 認定第 2 号 平成 30 年度愛西市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 24 認定第 3 号 平成 30 年度愛西市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 25 認定第 4 号 平成 30 年度愛西市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 26 認定第 5 号 平成 30 年度愛西市農業集落排水事業等特別会計歳入歳出決算の認定

について

日程第27 認定第6号 平成30年度愛西市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第28 認定第7号 平成30年度愛西市水道事業会計決算の認定について

日程第29 報告第6号 平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

日程第30 請願第3号 子どもの医療費完全無料化を求める請願について

日程第31 決算特別委員会の設置について

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出席議員（18名）

1番	馬 淵 紀 明 君	2番	石 崎 誠 子 君
3番	佐 藤 信 男 君	4番	竹 村 仁 司 君
5番	高 松 幸 雄 君	6番	吉 川 三 津 子 君
7番	原 裕 司 君	8番	近 藤 武 君
9番	神 田 康 史 君	10番	島 田 浩 君
11番	杉 村 義 仁 君	12番	鬼 頭 勝 治 君
13番	鷺 野 聰 明 君	14番	山 岡 幹 雄 君
15番	大 宮 吉 満 君	16番	加 藤 敏 彦 君
17番	真 野 和 久 君	18番	河 合 克 平 君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	日 永 貴 章 君	副 市 長	鈴 木 睦 君
教 育 長	平 尾 理 君	会計管理者兼 会計室長	加 納 敏 夫 君
総 務 部 長	奥 田 哲 弘 君	企画政策部長	宮 川 昌 和 君
産業建設部長	山 田 哲 司 君	教 育 部 長	大 鹿 剛 史 君
市民協働部長	渡 辺 弘 康 君	上下水道部長	鷺 野 継 久 君
消 防 長	横 井 利 幸 君	健康福祉部長兼 福祉事務所長	伊 藤 裕 章 君
子育て支援事業 担当部長兼 児童福祉課長	中 野 悦 秀 君	監 査 委 員	戸 谷 ・ 治 君

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 服部徳次
書 記 猪飼隆善

議事課長 大野敦弘
書 記 近藤泰史

午前9時30分 開会

○議長（鷺野聰明君）

おはようございます。

本日は御苦労さまです。

御案内の定刻になりました。定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年9月愛西市議会定例会を開会いたします。

ここで御報告いたします。定例会本会議において、報道機関より撮影を許可されたい旨の申し出があった場合は、愛西市議会傍聴規則第9条の規定により、議長の権限において申し出を行った報道機関に対して撮影を許可することにいたしますので、御了承をお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・会議録署名議員の指名について

○議長（鷺野聰明君）

日程第1・会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において、11番・杉村義仁議員、12番・鬼頭勝治議員の御両名を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・会期の決定について

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第2・会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期等につきましては、8月26日に議会運営委員会が開催され、日程等を協議いただきましたので、その結果を議会運営委員長より報告していただきます。

○議会運営委員長（鬼頭勝治君）

おはようございます。

議会運営委員会の報告をいたします。

議会運営委員会は、去る8月26日に正・副議長にも御出席をいただき開催いたしました結果、会期は本日9月2日から9月26日までの25日間と決しました。

また、委員会等の日程につきましては、御配付のとおりでございますので、よろしく願いをいたします。

以上、報告を終わります。

○議長（鷺野聰明君）

本定例会の会期につきましては、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、本日より9月26日までの25日間といたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日より9月26日までの25日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付のとおりでございますので、よろし

くお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

### ◎日程第3・諸般の報告について

#### ○議長（鷺野聡明君）

次に、日程第3・諸般の報告についてを議題といたします。

各一部事務組合議会が開催されておりますので、御報告をしていただきます。

最初に、海部地区水防事務組合議会議員の吉川三津子議員、お願いいたします。

#### ○6番（吉川三津子君）

それでは、最初に、海部地区水防事務組合の報告をさせていただきます。

去る令和元年5月27日、日光川水防センターにおきまして、令和元年第1回臨時会が開催されました。

最初に、組合の議長の選挙について説明をさせていただきます。

慣例によりまして議長の辞任があり、欠員のため、弥富市選出の平野広行副議長が指名されまして、当選されました。そして、副議長につきましては、副議長が議長に就任したことによりまして欠員になりましたので、あま市選出の佐藤貞夫議員が選出されました。

そして、議案第4号といたしまして、組合監査委員の選任同意について議論がされました。議会選出の監査委員が任期満了による欠員のために行われたものでありまして、飛島村選出の中島崇さんが選出されましたので、御報告させていただきます。以上です。

#### ○議長（鷺野聡明君）

次に、海部地区急病診療所組合議会議員の石崎誠子議員、お願いいたします。

#### ○2番（石崎誠子君）

それでは、海部地区急病診療所組合について報告させていただきます。

令和元年6月24日に海部地区急病診療所において、令和元年第2回臨時会が行われました。

付議事件といたしましては、議長選挙において当市の高松幸雄議員、副議長選挙において大治町の後藤田麻美子議員が選任されました。

同意第1号：監査委員（識見を有する者）の選任については大治町の伊藤康男副町長が選任され、同意第2号：監査委員（議会議員選出）の選任については弥富市の高橋八重典議員が選任されました。

議案第5号：令和元年度海部地区急病診療所組合一般会計補正予算（第1号）につきましては、補正額64万2,000円、補正後の予算総額1億3,105万1,000円で、全員賛成で可決されました。

続きまして、令和元年8月15日に海部地区急病診療所において、令和元年第3回定例会が行われました。

付議事件といたしまして、議案第6号：海部地区急病診療所の設置及び管理に関する条例及び行政財産の特別使用に係る使用料条例の一部改正については、全員賛成で可決されました。

認定第1号：平成30年度海部地区急病診療所組合一般会計歳入歳出決算の認定については、

歳入総額 1 億6,999万5,540円、歳出総額 1 億5,052万7,131円、差し引き残額1,946万8,409円で、全員賛成で可決されました。

以上で報告を終わります。

**○議長（鷺野聡明君）**

次に、海部地区環境事務組合議会議員の真野和久議員、お願いいたします。

**○17番（真野和久君）**

それでは、海部地区環境事務組合の議会について御報告させていただきます。

令和元年7月16日、海部地区環境事務組合八穂クリーンセンターにおきまして、令和元年第1回臨時会が開催されました。

付議事件としては、まず議長選挙について大治町の下方繁孝議員が選出されました。また、副議長選挙については飛島村の井田晴己議員が選出をされました。

議案第5号：令和元年度海部地区環境事務組合一般会計補正予算（第1号）については、補正額1,573万6,000円の減額で、補正後の予算総額としては35億801万1,000円となります。全員賛成で可決されました。

また、議案第6号：監査委員の選任同意については、あま市の山内隆久議員が選出をされました。

以上で報告を終わります。

**○議長（鷺野聡明君）**

次に、愛知県後期高齢者医療広域連合議員の近藤武議員、お願いいたします。

**○8番（近藤 武君）**

それでは、愛知県後期高齢者医療広域連合組合について御報告のほうをさせていただきます。

去る令和元年7月17日、ホテルメルパルク名古屋において、令和元年第1回臨時会が行われました。

付議事件といたしまして、議長選挙において豊橋市議会議員の堀田伸一氏、副議長選挙について名古屋市議会議員の成田たかゆき氏がそれぞれ当選されました。

同意第1号：副広域連合長の選任に関し同意を求めることについてであります、豊川市長の山脇実氏が同意されました。

同意第2号：監査委員の選任に関し同意を求めることについてであります、一宮市議会議員の服部修寛氏が同意されました。

続いて、選挙管理委員及び同補充員の選挙についてであります、名古屋市の竹腰公夫氏、豊橋市の大久保裕美子氏、一宮市の江崎勝子氏、岡崎市の渡辺要市氏がそれぞれ選ばれました。

続きまして、令和元年8月16日、ホテルメルパルク名古屋において、令和元年第2回定例会が行われました。

付議事件といたしまして、議案第7号：令和元年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）について、補正額969万3,000円、補正後の予算総額16億4,279万8,000円で、全員賛成で可決されました。

議案第8号：令和元年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。補正額125億1,292万9,000円、補正後の予算総額8,483億7,810万1,000円で、全員賛成で可決されました。

認定第1号：平成30年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。歳入総額20億7,377万9,604円、歳出総額18億4,986万3,327円、差し引き残高2億2,391万6,277円で、賛成多数で認定をされました。

認定第2号：平成30年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。歳入総額8,484億9,299万5,464円、歳出総額8,212億4,259万8,816円、差し引き残高272億5,039万6,648円で、賛成多数で認定されました。

請願第2号：後期高齢者医療制度の改善を求める請願書についてであります。賛成少数により不採択となりました。

以上で報告を終わります。

#### ○議長（鷺野聡明君）

次に、海部南部水道企業団議会議員の原裕司議員、お願いいたします。

#### ○7番（原 裕司君）

それでは、海部南部水道企業団議会の報告をさせていただきます。

海部南部水道企業団議会は、去る8月2日に令和元年第2回定例会が開催されました。

付議事件といたしまして、議案第7号：海部南部水道企業団布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について審議いたしました。質疑もなく、採決の結果、賛成多数で可決されました。

次に、議案第8号：海部南部水道企業団給水条例の一部を改正する条例について審議をいたしました。指定給水装置工事事業者の指定の更新を行うに伴い、手数料7,000円の措置を講ずるとの説明がありました。質疑では、指定業者の状況は、5年更新の状況はとの質問があり、現在の指定業者は30年度末で立田地区6、佐屋地区11、弥富地区20、十四山地区3、飛島地区2の計42業者と愛知県内外107の計149社となっている。更新については今までの業者の登録日が異なることから、その業者の更新年度に合わせてこの措置を講ずるとの答弁がなされました。その他、質問もなく、採決の結果、全員賛成で可決されました。

認定第1号：平成30年度海部南部水道企業団水道事業決算について審議をいたしました。収益的収支では、収入24億8,694万8,492円、支出21億5,661万6,303円であります。基本的収支では、収入1億1,521万6,759円、支出9億830万6,169円であります。なお、基本的収入額が基本的支出額に不足する額については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金で補填いたしております。

また、監査委員より、決算審議意見書並びに健全経営化審査意見書により説明の後、直ちに審議を行いました。

質疑では、職員の欠員が発生したことにより不用額が生じている。欠員の時期や業務に支障がなかったか、給水収益において前年度と比較し減少している理由は、基本的収入、加入者負

担金における新規給水申し込み件数等の質問に対し、昨年4月以前に病気休暇の申請があり業務に支障はなかった体制をとっていたと。給水収益の減少の主な要因は、大口使用者の減量である。新規加入については、当初予算件数360戸から23戸ふえたとの答弁がありました。

その他、多くの質問もありましたが、認定第1号：平成30年度海部南部水道企業団水道事業決算は、全員賛成で認定されました。

先ほど説明の中で誤りがありましたので、訂正させていただきます。

基本的収入を資本的収入と読みかえていただきたいと思います。以上でございます。

以上、報告を終わります。

○議長（鷲野聰明君）

御苦労さまでございました。

次に、議長より報告をいたします。

監査委員より、平成31年4月から令和元年6月までにに関する出納検査についての検査報告がありましたので、それぞれの写しをお手元に配付いたしております。

また、陳情につきましては、お手元にあります陳情一覧表のとおり、所管の委員会へ送付いたします。

続きまして、去る6月11日、東京都で開催されました第95回全国市議会議長会定期総会において、吉川三津子議員が議員在職15年以上の表彰を受けられました。ここに多年にわたる功績に対し、深甚なる敬意を表するとともに、今回の荣誉ある受賞を心よりお喜び申し上げ、御披露を申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・市長招集挨拶

○議長（鷲野聰明君）

次に、日程第4・市長招集挨拶を議題といたします。

市長、お願いいたします。

○市長（日永貴章君）

おはようございます。

本日ここに令和元年9月定例議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、お忙しい中御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

この夏は、梅雨明けがおくれ記録的な日照不足となり、九州地方などにおきましては大雨などにより甚大な被害が発生をし、心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧、復興を願っております。

ことしは伊勢湾台風から60年を迎え、被災から半世紀以上がたち、被災体験者等は高齢化、減少する一方ですが、被災から学んだ教訓を風化させることなく、災害への備えの大切さなどをいま一度考え、安心・安全で災害に強い地域づくりに注力する必要があります。

その備えの一つとして、8月25日には市総合防災訓練が永和地区、立田地区で開催をされ、

地域の皆様方が中心となり訓練を進めていただきました。議員各位を初め多くの市民の皆様にご参加いただきまして、まことにありがとうございました。感謝申し上げます。

また、7月、8月には納涼まつりなど、市内各地域で多くのイベントが開催をされ、議員各位にも暑さ厳しい中、御参加をいただきましてありがとうございました。

7月28日日曜日、尾張津島天王祭朝祭は、昨年に続き台風の影響が危惧をされましたが、朝には天候に恵まれ、祭りを無事終えることができました。

また、市民の皆様方が中心となって運営していただいているイベントも多く開催をされ、地域の活性化の大きな力となっていることを、この場をおかりいたしまして感謝申し上げます。

さて、7月21日執行の参議院議員選挙を経て、10月から消費税の引き上げが実施をされます。この引き上げ分を財源として、プレミアム商品券や幼保無償化事業が始まります。市といたしましては、事業の確実な遂行に向け準備を進めているところであります。

また、未来ある子供たちの健やかな成長と子育て中の保護者の方のサポートをするため、副食費の一部補助に関する補正予算につきまして今議会に上程をさせていただいております。幼保無償化事業とあわせて、さらなる子育て支援に取り組んでまいりたいと考えております。

さて、今定例会に提出をさせていただいております議案につきましては、専決処分の報告2件、条例の制定1件、条例の一部改正10件、規約の変更1件、補正予算3件、決算の認定7件、決算に基づく報告1件、計25件を上程させていただいております。

なお、各議案の内容の詳細につきましては担当部長より説明をさせていただきますので、各議案とも慎重に御審議をいただきますようお願いを申し上げまして、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第5・報告第4号（提案説明）

##### ○議長（鷲野聡明君）

次に、日程第5・報告第4号：専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）の報告をお願いいたします。

##### ○総務部長（奥田哲弘君）

報告第4号：専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）を御説明いたします。

地方自治法第180条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するもので、本日提出、市長名でございます。

次ページの一覧表をごらんください。

1件目は、ごみ集積場の看板が強風により飛散し、近隣民家の駐車車両を損傷した事故による損害賠償の額を3万7,800円とし、和解を行ったものでございます。

2件目は、職員の交通事故による損害賠償の額を29万1,114円とし、和解を行ったものでございます。

なお、事故の概要及び和解の相手方は、一覧表に記載のとおりです。

報告第4号は、以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・報告第5号（提案説明）

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第6・報告第5号：専決処分事項の報告について（愛西市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例）の報告をお願いいたします。

○産業建設部長（山田哲司君）

それでは、報告第5号：専決処分事項の報告について御説明させていただきます。

地方自治法第180条第1項の規定により、愛西市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。本日提出、市長名でございます。

改正理由につきましては、道路構造令の一部を改正する政令の施行に伴うものでございます。

改正内容につきましては、第2条第1項第1号から第3号まで及び第16号中、平仮名の「さく」を漢字の「柵」に改め、また条項ずれに伴い、同項第20号中「第2条第21号」を「第2条第22号」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

説明につきましては以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・議案第41号（提案説明）

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第7・議案第41号：愛西市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び、その内容の説明を求めます。

○企画政策部長（宮川昌和君）

まずは、御説明に入ります前に資料の訂正についておわびを申し上げたいと思います。

議案とともに配付をいたしました議案第41号資料3につきまして、資料中の数値に誤りがございました。本日、議席に資料の訂正版を配付させていただきましたので、お手数をおかけいたしますが、資料の差しかえのほうをお願いしたいと思います。大変申しわけございませんでした。

それでは改めまして、議案第41号：愛西市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について御説明をさせていただきます。

愛西市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定める必要があるからでございます。

制度の概要につきましては、議案第41号資料2をごらんください。

この条例を制定いたします背景といたしましては、現状の臨時・非常勤職員の制度が不明確で、各市町村によって任用・勤務条件等の取り扱いが異なっていたため、臨時・非常勤職員の適正な任用、勤務条件等を確保することを目的として制定いたします。

主な内容は、一般職の会計年度任用職員制度を創設し、任用、服務規定等の整備を図るとともに、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用条件を厳格化し、会計年度任用職員制度に移行するものでございます。あわせて、一定の条件により期末手当の支給を可能とするものでございます。

主な制定内容といたしまして、第3条では、パートタイム会計年度任用職員の報酬基準の上限額について、別紙にて定めております。

第4条では、地域手当に相当する報酬として基準額の100分の6を報酬として支給すること、第5条では、パートタイム会計年度任用職員の報酬は、月額または時間額で支給することを定めております。

また、第6条では時間外勤務、第7条では休日勤務、第8条では夜間勤務に関する報酬について定めております。

第13条では、愛西市職員の給与に関する条例の規定を準用いたしまして、基準日に在職する一定の条件を満たしたパートタイム会計年度任用職員に対して期末手当を支給することを定めております。

第14条では、愛西市職員の給与に関する条例の規定に基づき通勤手当に係る費用弁償を、第15条では、愛西市職員等の旅費に関する条例の規定に基づき公務のための旅費に関する費用弁償を支給することを定めております。

また、この条例制定に関連する規定等を整備するため、愛西市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例ほか6条例につきまして、附則にて一部改正をするものでございます。

続きまして、訂正後の資料3をごらんください。

この資料では、制度移行に伴います影響額についてお示しをいたしてしております。

次に、議案本文の7ページをごらんください。

こちらで、附則といたしまして、条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしくお願いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・議案第42号（提案説明）

○議長（鷲野聰明君）

次に、日程第8・議案第42号：愛西市表彰条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及び、その内容の説明を求めます。

○企画政策部長（宮川昌和君）

それでは、議案第42号：愛西市表彰条例等の一部改正について御説明をさせていただきます。愛西市表彰条例等の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長

名でございます。

提案理由といたしましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、改正する必要があるからでございます。

1枚おめくりいただき、改正本文のほうをごらんいただきたいと思います。

この改正につきましては、第1条で愛西市表彰条例の一部改正、第2条で愛西市職員の給与に関する条例の一部改正、第3条で愛西市職員等の旅費に関する条例の一部改正、第4条で愛西市消防団条例の一部改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、資料の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

第1条、愛西市表彰条例の一部改正では、第6条第1号の「成年被後見人又は被保佐人」の欠格条項を削除するものでございます。

第2条、愛西市職員の給与に関する条例の一部改正では、地方公務員法第16条第1号の「成年被後見人又は被保佐人」が削除されたことに伴いまして、これに係る第20条（期末手当）、第20条の2（支給制限）、第21条（勤勉手当）、第26条（退職者の給与）の条項を改正し、用語の整理を図るものでございます。

第3条、愛西市職員等の旅費に関する条例の一部改正においても、地方公務員法の一部改正に伴いまして、これに係る第3条（旅費の支給）の条項を改正し、用語の整理を図るものでございます。

第4条、愛西市消防団条例の一部改正では、第8条（欠格条項）を第1号の「成年被後見人又は被保佐人」の欠格条項を削除し、用語の整理を図るものでございます。

改正本文にお戻りいただき、附則といたしまして、この条例につきましては令和元年12月14日から施行するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第9・議案第43号（提案説明）

##### ○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第9・議案第43号：愛西市役所支所設置条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及び、その内容の説明を求めます。

##### ○市民協働部長（渡辺弘康君）

それでは、議案第43号につきまして説明をさせていただきます。

議案第43号：愛西市役所支所設置条例の一部改正について。

愛西市役所支所設置条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、愛西市役所八開支所の機能移転に伴い、改正する必要があるからでございます。

八開地区コミュニティセンターの1階部分に支所を移転しましたので、2枚めくっていただ

きまして新旧対照表をごらんください。

第2条のとおり所在地を改正するものでございます。

附則としまして、この条例は令和元年9月30日から施行するものでございます。よろしくお願いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第44号（提案説明）

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第10・議案第44号：愛西市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及び、その内容の説明を求めます。

○市民協働部長（渡辺弘康君）

議案第44号につきまして説明をさせていただきたいと思えます。

議案第44号：愛西市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について。

愛西市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございませ。

提案理由としまして、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令等の施行に伴い、改正する必要があるからでございませ。

資料の新旧対照表をごらんください。

第5条第2項第1号中、印鑑登録に旧氏を加え、そして、次ページでございませ。第11条第1項中、男女の別を除くことにより、印鑑証明書から性別の欄を削るものでございませ。

なお、施行の期日は令和元年11月5日からでございませ。

以上、よろしくお願いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第11・議案第45号（提案説明）

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第11・議案第45号：愛西市手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及び、その内容の説明を求めます。

○消防長（横井利幸君）

それでは、議案第45号：愛西市手数料条例の一部改正につきまして御説明をさせていただきます。

愛西市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございませ。

提案理由といたしまして、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、改正する必要があるからでございませ。

改正内容につきましては、新旧対照表をもとに御説明させていただきます。

恐れ入りますが、愛西市手数料条例の一部改正新旧対照表をごらんください。

第3条関係、別表第1第2項表内、消防法の規定に基づく危険物施設等の設置許可に関する審査事務手数料3件の改正でございます。

議案本文にお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は令和元年10月1日から施行するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・議案第46号（提案説明）

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第12・議案第46号：愛西市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及び、その内容の説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

それでは、議案第46号の御説明をさせていただきます。

愛西市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について。

愛西市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律の施行等に伴い、改正する必要があるからでございます。

1枚おめくりいただきまして、愛西市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

今回の一部改正の内容は、災害援護資金の貸し付けを受けた者が置かれている状況を鑑み、法律の改正により、償還金の支払い猶予、免除のために貸し付けを受けた者等に収入等の報告を求めることが定められたものによるものでございます。

改正内容につきまして、新旧対照表により御説明させていただきます。

改正災害弔慰金法により、法第13条に償還金の支払い猶予及び、法第16条に報告等が規定されたこと並びに法施行令により償還金の支払い猶予が法第13条で規定されたことに伴い、令第10条及び11条が削られたことによりまして、引用する条番号の改正をするものでございます。

改正条例に戻っていただきまして、附則におきまして、公布の日から施行するものでございます。

以上、よろしく願いします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第13・議案第47号（提案説明）

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第13・議案第47号：愛西市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及び、その内容の説明を求めます。

**○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）**

それでは、議案第47号：愛西市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明させていただきます。

愛西市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由としまして、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令等の施行に伴い、改正する必要があるためでございます。

1枚おめくりいただきまして、愛西市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものでございます。

愛西市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第2中、愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例に規定する各年齢別徴収金の最高金額を「3歳未満児3万7,700円」「3歳以上児2万2,000円」に改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和元年10月1日から施行するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第14・議案第48号（提案説明）

○議長（鷲野聰明君）

次に、日程第14・議案第48号：愛西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及び、その内容の説明を求めます。

○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）

それでは、議案第48号：愛西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明をさせていただきます。

愛西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由としまして、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、改正する必要があるからでございます。

1枚おめくりいただきまして、愛西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、議案第48号資料2、愛西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の概要で御説明させていただきます。

第6条第4項及び第5項の追加の改正につきましては、家庭的保育事業等による卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保が著しく困難であると市長が認めるときは、当該連携施設の確保を不要とするものでございます。

第45条第2項の追加の改正につきましては、満3歳以上の児童を受け入れている保育所型事

業所内保育事業所について、市長が適当と認めるものについては、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保を不要とするものでございます。

附則第2条第2項の改正につきましては、家庭的保育事業者への自園調理の原則の適用を猶予する経過措置期間を10年とすることについて、家庭的保育者の居宅以外で保育に提供している家庭的保育事業者も対象に含めることとするものでございます。

附則第3条の改正につきましては、家庭的保育事業者等が連携施設を確保しないことができる経過措置の期限を、さらに5年間延長するものでございます。

議案本文へお戻りいただきまして、附則として、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、よろしく申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

### ◎日程第15・議案第49号（提案説明）

#### ○議長（鷲野聡明君）

次に、日程第15・議案第49号：愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及び、その内容の説明を求めます。

#### ○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）

それでは、議案第49号：愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正について御説明させていただきます。

愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由としまして、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴い、改正する必要があるからでございます。

1枚おめくりいただきまして、愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、議案第49号資料、愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正新旧対照表で御説明をさせていただきます。

第3条第1項の規定中、「支給認定保護者は、別表第1又は別表第2に定める利用者負担額を負担するもの」を「教育・保育給付認定保護者の利用者負担額は、次の各号に掲げる教育・保育給付認定子どもに係る小学校就学前子どもの区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、1号で「法第19条第1項第1号及び第2号に該当する者 零」、2号で「法第19条第1項第3号に該当する者 別表第1に定める額」を加えるものでございます。

次に、第4条で「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「別表第3」を「別表第2」に改めるものでございます。

1枚おめくりいただきまして、別表第1「利用者負担額表（教育標準時間認定（1号給付））」を「利用者負担額表（保育認定（3号給付））」に改めるものでございます。

申しわけありません、議案本文へお戻りいただきまして、附則として、この条例は令和元年10月1日から施行するもので、経過措置としまして、改正後の愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例第3条、第4条、別表第1及び別表第2の規定は、令和元年10月以降の月分の利用者負担額から適用し、同年9月以前の月分の利用者負担額については、なお従前の例によるものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第16・議案第50号（提案説明）

○議長（鷺野聡明君）

次に、日程第16・議案第50号：愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及び、その内容の説明を求めます。

○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）

それでは、議案第50号：愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明させていただきます。

愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由としまして、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、改正する必要があるからでございます。

1枚おめくりいただきまして、愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、議案第50号資料2、愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正の概要で御説明させていただきます。

第13条第4項関係につきましては、食事の提供に要する費用について、副食費等の提供に関する支払い及び免除対象者の設定に伴い、要件を改正及び加えるものでございます。

第42条につきましては、特定地域型保育が特定地域型保育事業者において、適正かつ確実に実施または提供されるよう保育園等の連携施設の確保について要件を加えるものでございます。

第43条につきましては、特定地域型保育事業者の利用者負担額等の受領について、基準額等について改正するものでございます。

議案本文へお戻りいただきまして、附則として、この条例は令和元年10月1日から施行するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第17・議案第51号（提案説明）

○議長（鷺野聡明君）

次に、日程第17・議案第51号：愛西市水道事業給水条例の一部改正についてを議題といたし

ます。

提案理由及び、その内容の説明を求めます。

○上下水道部長（鷲野継久君）

それでは、議案第51号の御説明をさせていただきます。

議案第51号：愛西市水道事業給水条例の一部改正について。

愛西市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、水道法の一部を改正する法律の施行に伴い、指定給水装置工事事業者の指定更新手数料を定める等のため必要があるからでございます。

それでは、改正内容につきまして、1枚おめくりいただきまして御説明いたします。

第9条第1項中に「法第25条の3の2の指定の更新をした者を含む。」を追加しました。これは、水道事業者の指定を受けている指定給水装置工事事業者の有効期限を5年とするものでございます。

また、それに伴い、第36条第1項第3号を追加しまして、更新するときには手数料を1件につき7,000円といたしました。

附則といたしまして、この条例は令和元年10月1日から施行するものでございます。

以上で御説明とさせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第18・議案第52号（提案説明）

○議長（鷲野聰明君）

次に、日程第18・議案第52号：海部地方教育事務協議会規約の変更についてを議題といたします。

提案理由及び、その内容の説明を求めます。

○教育部長（大鹿剛史君）

それでは、議案第52号について御説明申し上げます。

海部地方教育事務協議会規約の変更について。

海部地方教育事務協議会規約を別紙のとおり変更するものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由としまして、飛島村村立義務教育学校の設置等に伴い、海部地方教育事務協議会規約の一部を変更することの協議について、地方自治法第252条の6の規定により議会の議決の必要があるからでございます。

1枚おめくりください。

海部地方教育事務協議会規約の一部を改正する規約。

海部地方教育事務協議会規約の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、新旧対照表に基づきまして御説明させていただきます。

第4条第1項3号中、「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改め、義務教育学

校を加えるものでございます。

第16条第2項中、幹事会の人数を「4人」から「7人」に改めるものでございます。

本文にお戻りいただきまして、附則として、この規約は令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第19・議案第53号（提案説明）

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第19・議案第53号：令和元年度愛西市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由及び、その内容の説明を求めます。

○総務部長（奥田哲弘君）

それでは、議案第53号：令和元年度愛西市一般会計補正予算（第3号）につきまして御説明いたします。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,129万7,000円を追加し、総額を211億6,872万4,000円とするものでございます。

まず、歳入全般につきまして、私から御説明をいたします。

6ページ、7ページをごらんください。

12款分担金及び負担金、2項負担金、1目民生費負担金で、幼児教育・保育無償化に伴い、保育所における副食代の保護者負担金として165万円を計上しました。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金で6,051万円を計上しました。内訳は、児童扶養手当法の改正に伴い、国庫負担分として1,500万円、幼児教育・保育無償化に伴い、幼稚園における授業料、預かり保育料等に対する国庫負担分として4,551万円であります。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金で、社会保障・税番号制度システム整備費補助金の額の確定に伴い、239万1,000円を計上しました。

同じく2目民生費国庫補助金で140万6,000円を計上しました。内訳は、幼児教育・保育無償化に伴い、幼稚園における年収360万円未満相当世帯の副食代に対する国庫負担分として63万円と、未婚の児童扶養手当受給者に対する補助の国庫負担分として77万6,000円であります。

15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金で、幼児教育・保育無償化に伴い、幼稚園における授業料、預かり保育料等に対する県負担分として73万5,000円を計上しました。

2項県補助金、2目民生費県補助金で、幼児教育・保育無償化に伴い、幼稚園における授業料及び、年収360万円未満相当世帯の副食代に対する県負担分として1,605万円を計上しました。

18款繰入金、1項特別会計繰入金、2目後期高齢者医療特別会計繰入金で、前年度繰越金のうち、前年度分として広域連合へ追加納付する保険料を差し引いた残額の219万4,000円を一般会計に繰り入れるものでございます。

1枚おめくりをしていただきまして、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金として、本補正予算の不足する財源として1億859万2,000円を計上しました。

同じく4目ふるさとづくり事業推進基金繰入金として、町内会等からの助成交付申請の増加に伴い、200万円を計上いたしました。

20款諸収入、5項雑入、3目雑入で、前年度に後期高齢者医療広域連合に概算払いした療養給付費の精算金1,916万9,000円を計上いたしました。

歳入につきましては以上でございます。

なお、歳出につきましては、それぞれの所管部長より御説明いたしますので、よろしく願いをいたします。

#### ○市民協働部長（渡辺弘康君）

私のほうから、市民協働部の所管に関するものにつきまして御説明をさせていただきます。

10ページ、11ページをごらんください。

2款総務費、1項総務管理費、13目コミュニティ費、12節役務費で建築確認申請等手数料19万4,000円、13節委託料でコミュニティセンター改修工事監理委託料50万円及び、15節工事請負費でコミュニティセンター改修工事3,330万8,000円を計上させていただきました。

内容につきましては、勝幡地域防災コミュニティセンターにおいて、昨年秋ごろより2階の倉庫及び踊り場付近で雨漏りを確認し、軒下を確認したところ各所で雨漏りがしており、屋根をふきかえる工事を実施するものでございます。

続きまして、2款総務費、1項総務管理費、14目ふるさとづくり事業推進費、19節負担金、補助及び交付金で、ふるさとづくり事業推進助成金200万円を計上させていただきました。市内3地区の自治会にて集会場、公民館の緊急修繕に対応するための補正でございます。

続きまして、2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、13節委託料で印鑑登録システム改修委託料115万5,000円を計上させていただきました。先ほど議案第44号にて条例の改正を説明させていただきましたが、印鑑登録及び証明に旧氏を記載、性別を削除するためのシステム改修費でございます。

続きまして、2款総務費、8項支所費、1目支所費、13節委託料で下水道接続工事監理委託料37万9,000円及び、15節工事請負費で下水道接続費273万9,000円を計上させていただきました。佐織庁舎に関しまして、諏訪処理分区の公共下水道が供用開始となり、接続工事を行うものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

次は、健康福祉部長より御説明を申し上げます。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

私のほうからは、健康福祉部所管に関するものについて御説明させていただきます。

それでは引き続き、10ページ、11ページをお願いします。

3款民生費、1目社会福祉費、1目社会福祉総務費で、八開総合福祉センターの空調設備工事に係る設計が完了いたしましたので、工事監理委託料として44万8,000円、工事費として667

万7,000円の計上でございます。

以上、よろしく申し上げます。

次は、子育て支援事業担当部長より御説明いたします。

#### ○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）

それでは、健康福祉部所管のうち、児童福祉に関するものについて御説明させていただきます。

12ページ、13ページをごらんください。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、19節負担金、補助及び交付金におきまして70万円の補正を計上しております。これは、子供の貧困に対応するため、未婚のひとり親に対して児童扶養手当に上乘せする形で支給するものでございます。

20節扶助費におきまして、遺児手当、児童扶養手当4,740万円の補正を計上しております。これは、児童扶養手当法の改正によるものでございます。

2目児童措置費、19節負担金、補助及び交付金におきまして1,671万円の補正を計上しております。これは、幼児教育・保育無償化に伴い、新たに生じる認可外保育施設等利用料の負担金、保育所等副食代への補助金でございます。

3目保育園費、11節需用費におきまして、賄材料費69万円の補正を計上しております。これは、公立保育園の主食代でございます。

10款教育費、6項幼稚園、1目教育振興費、19節負担金、補助及び交付金におきまして9,762万円の補正を計上しております。これは、幼児教育・保育無償化に伴い、新たに生じる幼稚園授業料等、幼稚園預かり保育料の負担金、保育所等副食代への補助金でございます。

以上、よろしく申し上げます。

次は、教育部長より御説明申し上げます。

#### ○教育部長（大鹿剛史君）

教育部所管に関するものについて御説明させていただきます。

12、13ページをお願いします。

10款教育費、4項社会教育費、2目公民館費におきまして、佐織公民館防火戸改修工事費として955万7,000円、工事監理委託料として72万5,000円の追加をお願いしております。

また、5項保健体育費、2目体育施設費におきまして、佐屋プール解体工事設計委託料49万5,000円の追加をお願いしております。

以上で令和元年度愛西市一般会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

#### ○議長（鷺野聰明君）

ここで休憩をとらせていただきます。

再開は10時45分といたします。

午前10時37分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（鷺野聰明君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

○総務部長（奥田哲弘君）

先ほどの補正予算の提案説明の中で、15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金の額を73万5,000円と申し上げましたが、733万5,000円の誤りでございますので、御訂正よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第20・議案第54号（提案説明）

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第20・議案第54号：令和元年度愛西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由及び、その内容の説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

それでは、議案第54号：令和元年度愛西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明させていただきます。

本文第1条にございますとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ712万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億3,960万2,000円とする。本日提出、市長名でございます。

なお、今回の補正の内容につきましては、前年度精算に係るものでございます。

それでは、6ページ、7ページをお願いします。

6款繰越金で前年度繰越金712万8,000円を財源といたしまして、次に、8ページ、9ページをお願いします。

歳出におきまして、2款後期高齢者医療広域連合納付金として943万4,000円、3款諸支出金で一般会計への繰出金として219万4,000円の計上でございます。

以上、よろしくをお願いします。

失礼しました。2款の後期高齢者医療広域連合納付金といたしまして493万4,000円でございます。申しわけありませんでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第21・議案第55号（提案説明）

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第21・議案第55号：令和元年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由及び、その内容の説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

それでは、議案第55号：令和元年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明させていただきます。

本文第1条にございますとおり、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,556万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億9,217万8,000円とする。本日提出、市長名でございます。

なお、この会計につきましても前年度精算に係るものでございます。

それでは、6ページ、7ページをお願いします。

前年度精算等に伴う歳入として、5款支払基金交付金392万3,000円、6款県支出金で211万円、9款繰越金で6,953万6,000円の計上でございます。

次に、8ページ、9ページをお願いします。

歳出におきまして、6款諸支出金で、介護給付費分と地域支援事業分の国庫支出金等過年度分返還金等7,556万9,000円の計上でございます。

以上、よろしくをお願いします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第22・認定第1号から日程第28・認定第7号まで（提案説明）

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第22・認定第1号：平成30年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第28・認定第7号：平成30年度愛西市水道事業会計決算の認定についてまでを一括議題といたします。

提案理由及び、その内容の説明を求めます。

○総務部長（奥田哲弘君）

それでは、認定第1号：平成30年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定についてを御説明いたします。

本件につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の決算審査意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

決算の概要につきましては、別冊の平成30年度愛西市一般会計・特別会計歳入歳出決算の主要施策成果及び実績報告書を御参照ください。順次、簡潔に御説明をさせていただきます。

それでは、実績報告書の4ページをごらんください。

平成30年度一般会計決算額の歳入総額は221億5,247万3,538円で、歳出総額は214億5,504万9,359円でありました。

歳入歳出差引額は6億9,742万4,179円で、このうち繰越明許費で翌年度に繰り越すべき財源の3,537万9,000円を差し引いた実質収支額6億6,204万5,179円を繰り越すものでございます。

次に、歳入について順次御説明をさせていただきます。

9ページをお開きください。

1款市税ですが、平成30年度収入額は77億668万2,193円で、前年度と比較して5,635万5,498円、率にして0.7%の増収でありました。

税目ごとの内容について御説明いたします。

まず市民税ですが、収入額は36億1,861万7,133円で、前年度と比較して6,471万9,879円、

1.8%の増収でありました。要因といたしましては、個人市民税につきましては、資産の譲渡等による所得が増加したことにより約2,731万円、0.8%の増収でありました。また、法人市民税につきましては、企業収益の増加により約3,741万円、13.5%の増収でありました。

続きまして、固定資産税ですが、収入額36億4,660万4,032円で、前年度と比較して894万1,985円、0.2%の減収でありました。要因といたしましては、3年に1回の固定資産評価がえに伴い、全家屋に対し3年分の経年減点を適用したことにより減収でありました。

続きまして、軽自動車税ですが、収入額1億5,113万8,806円で、前年度と比較して744万5,040円、5.2%の増収でありました。要因といたしましては、登録車両の増加によるものでございます。

次に、市たばこ税ですが、収入額2億9,032万2,222円で、前年度と比較して686万7,436円、2.3%の減収でありました。要因といたしましては、健康志向の高まりに伴う喫煙者数の減少や、加熱式たばこなどの税率が低いたばこの普及に伴うものでございます。

市税につきましては以上でございます。

続きまして、11ページをごらんください。

地方譲与税各種交付金は、国・県の定める基準により、2款から8款の全体では前年度に比べ増額でありました。

次に、12ページをごらんください。

9款地方交付税のうち普通交付税では、前年対比1.0%の減収でありました。主な要因として、平成28年度から合併算定がえの増額分が段階的に縮減されており、30年度は増額分の約5割が縮減となりましたが、一方、前年度に比べ基準財政需要額の増額がありましたので、結果的に前年対比1.0%の減額におさまっております。

次に、17ページをごらんください。

20款市債では22.2%の減収でありました。借り入れの主な内容につきましては、小・中学校におけるトイレ改修事業、屋内運動場非構造部材耐震改修事業、外壁改修事業、空調整備事業をそれぞれ合併特例債で借り入れしました。なお、交付税措置率は、元利償還金の70%でございます。

また、19ページ、20ページに地方債の状況、21ページに基金の状況を掲載しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上で歳入の説明とさせていただきます。

次に、歳出の主な項目について、総務部所管の内容について説明をさせていただきます。

23ページをごらんください。

交通弱者の生活の足を確保するための事業として、巡回バス運行管理委託事業を行いました。

続きまして、29ページをごらんください。

ふるさと応援寄附金事業でございますが、返礼品に対する制約が厳しくなる中、市のPRを図り、前年度を若干上回る実績を得ております。

総務部所管の主な説明につきましては以上でございます。

続いて、企画政策部長より御説明させていただきます。

○企画政策部長（宮川昌和君）

それでは、企画政策部所管の主な項目について御説明させていただきたいと思います。

27ページをごらんいただきたいと思います。

人事課の関係で、上段の職員メンタルヘルス事業におきまして、職員の心の管理を掌握し、専門家の意見に基づく相談指導のほうを行いました。

続きまして、28ページをごらんください。

秘書広報課の関係で、下段の広報事業におきまして、広報「あいさい」を初め、ホームページ、コミュニティFM放送などを通じまして、市政情報を市内外へ広く提供をいたしました。

続きまして、34ページをお願いしたいと思います。

経営企画課の関係では、市民活動支援公募事業におきまして、市民活動団体の自発的活動の推進及び活性化を図るため、平成30年度から市民活動団体が実施する事業に補助金を交付いたしました。

企画政策部の所管につきましては以上でございます。

続きまして、市民協働部長より御説明させていただきます。

○市民協働部長（渡辺弘康君）

それでは、市民協働部所管の主な項目につきまして御説明をさせていただきます。

36ページをごらんください。

下段でございますが、市民協働課の関係で空家等対策推進事業費でございます。市として総合的かつ計画的に空き家対策を実施するため、愛西市空家等対策計画を策定いたしました。

続きまして、42ページ、43ページをごらんください。

防災安全課の関係で災害対策推進事業でございます。防災力向上のため、防災備品の備蓄、自主防災組織への活動支援など、災害に強いまちづくりを推進いたしました。

少し飛びまして、82ページをごらんください。下段でございます。

環境課の関係で総合斎苑施設等管理事業でございます。火葬炉等の修繕工事を行い、適切な維持管理を行っております。

次に、85ページ、86ページをごらんください。

ごみ処理事業でございます。正しいごみの分別、適切な収集運搬体制、ごみの減量化への事業を展開しています。

市民協働部の所管につきましては以上でございます。

続きまして、健康福祉部長より説明をさせていただきます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

それでは、健康福祉部所管の主な項目について御説明させていただきます。

まず、民生費で社会福祉課の関係でございます。

恐れ入ります、56ページをお願いします。

障害者地域生活支援給付費扶助、続きまして、58ページをお願いします。

上の表で、障害者総合支援給付費扶助、いずれも利用者数の増加により増額となりました。
次に、保険年金課の関係でございます。

79ページをお願いします。

上の表で、後期高齢者健康診査におきまして、特定健康診査にあわせて生活習慣病早期発見・重症化予防のため、後期高齢者を対象として健康審査を実施いたしました。

次に、衛生費で89、90ページをお願いします。

がん検診等事業におきまして、受診券及びクーポン券を個別に通知し、集団検診と個別検診を実施し、健康の向上を図りました。

続きまして、91ページをお願いします。

下の表で、健康なまちづくり事業におきまして、活動量計を使用し、運動習慣をつけるための支援と、飲食店などと連携し、ヘルシーメニューの提供事業を行いました。

続きまして、子育て支援事業担当部長より御説明申し上げます。

○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）

それでは、健康福祉部所管のうち児童福祉に関する主な事業について御説明させていただきます。

69ページ、下の表ですが、子育て世代包括支援センター運営事業をごらんください。

母子コーディネーターを配置し、子育てに関する相談、支援プランを作成し、妊娠中から子育て期までの支援をさせていただきました。

5枚はねていただきまして、74ページ、上の表でございます。

保育対策総合支援事業でございます。保育園等における保育士の負担を軽減することにより、保育環境の充実を図らせていただきました。

健康福祉部所管のうち児童福祉につきましては以上でございます。

続きまして、産業建設部長より御説明させていただきます。

○産業建設部長（山田哲司君）

それでは、産業建設部所管の主な項目につきまして御説明いたします。

恐れ入りますが、99ページをお願いいたします。

産業振興課関係でございます。

農業振興事業の負担金、補助及び交付金につきましては、農畜産物品評会を開催し、農業技術の向上や農家の研究意欲の高揚を図りました。

また、第70回全国植樹祭1年前記念イベント及び愛知県植樹祭を市植樹祭とあわせて開催し、緑化への意識の高揚を図りました。

続きまして、102ページをお願いいたします。

土木課所管の農業土木関係でございます。

湛水防除事業負担金と地盤沈下対策事業負担金でございますが、県が施行しました事業を受益面積割等により負担し、排水機及び排水路等の整備を図ったものでございます。

次に、110ページをお願いいたします。

交通安全対策事業でございますが、教育委員会及び関係機関と合同点検等を行い、危険箇所
の対策として安全・安心な道路整備を図ったものでございます。

次に、115ページをお願いいたします。

都市計画課関係でございます。

道の駅周辺整備事業ですが、道の駅と森川花はす田等を活用し、一年を通じてにぎわいのあ
る集客力の高い観光拠点の整備を目標に掲げ、基本構想を作成いたしました。

産業建設部の所管につきましては以上でございます。

続きまして、消防長より御説明させていただきます。

○消防長（横井利幸君）

それでは、消防本部所管の主な項目につきまして御説明をさせていただきます。

117ページをお願いいたします。

消防本部総務課の関係でございます。

非常備消防事業といたしまして、消防団員の報酬、出動手当、各訓練でございます。消防防
災体制の充実と防災意識の高揚を図りました。

次に、119ページをお願いいたします。

消防施設等整備事業といたしまして、消火栓新設工事では市内4カ所に設置し、消防水利の
確保を図りました。また、老朽化した小型動力ポンプ付水槽車を更新し、装備の充実を図りま
した。

次に、120ページをお願いいたします。

消防課の関係でございます。

消防署事業費といたしまして、救命講習では学校、事業所及び市民等に184回、6,196人と幅
広く多くの方に受講いただき、救命処置による救命率の向上を図りました。

次に、121ページをお願いいたします。

教育及び資格取得から消防学校、救急救命士の養成でございます。ここ数年、多数の退職者
に伴う新入職員の増加に対して消防力が低下しないよう、特に若い職員の資格取得教育に重点
を置きました。

次に、122ページをお願いいたします。

予防課の関係でございます。

予防事業といたしまして、幼児から高齢者まで幅広く火災予防の啓発や、災害の予防及び災
害対策に対する意識の高揚を図りました。

消防本部所管につきましては以上でございます。

続きまして、教育部長より御説明をさせていただきます。

○教育部長（大鹿剛史君）

教育部所管に関する主な部分について御説明をさせていただきます。

124ページをお願いいたします。

特別支援教育支援員配置事業です。

30年度より委託から市直接雇用に変え、障害等のある児童・生徒の介助・支援を行いました。続いて、126ページをお願いいたします。

小学校施設耐震化・環境整備事業といたしまして、子供たちの安全で快適な学習生活環境を確保するため、施設の改修・改善を行いました。主な工事といたしましては、永和小、勝幡小、西川端小のトイレ改修工事でございます。また、繰越明許といたしましてトイレ改修工事、非構造部材耐震改修工事のほか、市内全小学校の普通教室の空調整備事業を繰越明許しております。

続いて、128ページをお願いいたします。

こちらは中学校の関係でございます。

主な工事といたしましては佐屋中の武道場非構造部材耐震改修工事でございます。こちらのほうも繰越明許として、佐織中を除く市内全中学校の普通教室空調整備事業を繰り越しております。

続いて、少し飛びまして、136ページをお願いいたします。

生涯学習課の所管でございます。

永和地区公民館管理運営事業でございます。30年度より指定管理者制度を導入し、市民サービス及び公民館運営のさらなる向上を図りました。

続きまして、144ページでございます。

こちらはスポーツ課の所管でございます。

体育施設指定管理委託事業といたしまして、体育館を初め屋外スポーツ施設や学校体育施設などの管理運営を委託し、施設の有効利用を図りました。

以上で平成30年度一般会計決算について説明を終わります。

次に、健康福祉部長より御説明申し上げます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

それでは、認定第2号：平成30年度愛西市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明させていただきます。

実績報告書の153ページをお願いします。

事業勘定におきまして、歳入決算額72億9,681万6,618円、歳出決算69億7,036万4,370円、差し引き3億2,645万2,248円を令和元年度へ繰り越しました。

歳入のうち国民健康保険税の収入額は14億5,103万6,527円で、現年度分の徴収率は96.14%となっております。歳出のうち保険給付費は45億7,687万5,551円で、前年度比97.6%となっております。県への国民健康保険事業費納付金は19億3,990万3,217円となりました。平成30年度より都道府県が財政運営責任を担うことになり、歳入歳出の状況が変わってきております。

続きまして、158ページをお願いします。

直営診療施設勘定におきまして、歳入決算額1億3,337万5,974円、歳出決算額1億1,877万3,794円、差し引き1,460万2,180円を令和元年度へ繰り越しました。

主なものといたしまして、歳入では、診療収入が9,725万9,749円で、前年度比95.6%となっ

ております。歳出では、総務費が6,189万6,393円で、前年度比92.3%となっております。

次に、認定第3号：平成30年度愛西市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明させていただきます。

161ページをお願いします。

この事業につきましては、県下の市町村が加入する広域連合が後期高齢者医療制度を実施しており、75歳以上の高齢者、そして65歳以上の一定の障害を持つ高齢者を対象としております。

歳入決算額8億8,682万235円、歳出決算額8億7,969万2,168円、差し引き712万8,067円を令和元年度へ繰り越しました。

主なものといたしまして、収入では、後期高齢者医療保険料が6億9,180万1,600円で、前年度比100.8%、一般会計からの繰入金が1億7,894万771円で、前年度比112.4%となっております。歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金が8億5,519万3,671円で、前年度比104%となっております。

次に、認定第4号：平成30年度愛西市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明させていただきます。

163ページをお願いします。

保険事業勘定におきまして、歳入決算額52億4,691万2,160円、歳出決算額50億4,560万4,641円、差し引き2億130万7,519円を令和元年度へ繰り越しました。

主なものといたしまして、歳入では、保険料が12億1,666万6,905円で、現年度分の徴収率は99.6%となっております。また、国・県支出金を合わせて17億8,375万3,921円、支払基金交付金は12億6,882万7,917円、繰入金は7億998万1,367円となっております。歳出では、保険給付費が45億1,564万314円で、全体の約9割を占めております。前年度比101.7%となっております。

次に、168ページをお願いします。

地域支援事業費で、平成29年度から介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービス事業を実施し、介護予防と日常生活の支援を行いました。

173ページをお願いします。

サービス事業勘定におきまして、歳入歳出決算1,642万8,935円で、前年度比101.5%となっております。要支援の認定を受けられた方々のケアプランを作成する経費でございます。

私からは以上でございます。

続きまして、上下水道部長より御説明申し上げます。

○上下水道部長（鷲野継久君）

それでは、私からは、認定第5号：平成30年度愛西市農業集落排水事業等特別会計歳入歳出決算の認定について御説明させていただきます。

恐れ入ります、実績報告書175ページをごらんいただきたいと思います。

農業集落排水等の平成30年度の決算の状況でございますが、歳入決算額8億9,859万535円、歳出決算額7億9,508万6,125円となり、歳入歳出差引額としまして1億350万4,410円を令和元

年度下水道事業会計へ引き継ぎをいたしました。

176ページをお願いいたします。

歳出といたしまして、農業集落排水事業の農業集落排水事業費につきましては、市内に19施設ございます集落排水施設の使用料等徴収事務及び建設改良事業等の費用でございます。

事業の主なものといたしまして、本年4月から適用しました地方公営企業会計への移行に係る地方公営企業法適用業務委託料、処理施設機能診断調査を最適整備構想委託料で実施しました。機能強化工事では、施設の機能強化に努めたものでございます。

177ページをお願いいたします。

農業集落排水事業の施設維持管理につきましては、集落排水処理施設の維持管理費用でございます。

178ページをお願いいたします。

コミュニティ・プラント事業につきましては、永和台クリーンセンターにおける施設維持管理費でございます。

続きまして、認定第6号：平成30年度愛西市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明させていただきます。

180ページをごらんいただきたいと思います。

歳入決算額19億5,317万4,614円、歳出決算額17億8,058万5,987円となり、歳入歳出差引額としまして1億7,258万8,627円を令和元年度下水道事業会計へ引き継ぎをいたしました。

181ページ、182ページにおきましては、受益者分担金、区域外流入分担金及び受益者負担金のそれぞれの賦課対象面積や、減免対象面積、負担金決定額が掲載してございます。

同じく182ページ中段をお願いいたします。

供用開始面積及び処理分区人口等でございますが、平成31年3月31日現在で、供用開始面積が324.4ヘクタール、処理分区人口が1万7,618人、接続済み人口は1万633人であり、水洗化率といたしましては60.35%となります。

184ページの下段をお願いいたします。

公共下水道施設建設事業でございます。主なものといたしましては、管路施設実施設計等委託料、地方公営企業法適用業務委託料、はねていただきまして、185ページの管路施設等工事、水道管移設等補償費の支出でございます。

同じく186ページ上段の日光川下流流域下水道事業は、愛知県の建設事業等に伴う愛西市の負担金でございます。

続きまして、愛西市水道事業会計につきまして御説明させていただきます。

これにつきましては、決算書のほうの290ページをお開きください。よろしく願いをいたします。

認定第7号：平成30年度愛西市水道事業会計決算の認定について。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成30年度愛西市水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。本日提出、市長名でございます。

291ページ、292ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出であります。収入の部では、水道事業収益の決算額といたしまして4億7,839万5,164円でございます。支出の部では、水道事業費用の決算額といたしまして4億3,590万1,288円となっております。営業費用で約97%近くを占めておりますが、これにつきましては県水の受水費を初め、動力費、人件費、減価償却費等でございます。

293、294ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出であります。収入といたしまして、決算額5,073万3,868円でございます。支出といたしましては、決算額1億5,747万411円となっております。

なお、下に記載してございますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億673万6,543円は、過年度分損益勘定留保資金1億82万5,727円及び当年度分消費税資本的収支調整額591万816円で補填をいたしました。

続きまして、296ページをお願いいたします。

損益計算書を掲載させていただいております。平成30年度の当年度純利益につきましては3,635万6,919円でございます。

305ページ以降、各明細書、また314ページ以降には事業報告書を掲載させていただいておりますので、お目通しをしていただきたいと思います。

以上で認定第1号から認定第7号までの説明とさせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第29・報告第6号（提案説明）

##### ○議長（鷲野聰明君）

次に、日程第29・報告第6号：平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について報告をお願いいたします。

##### ○総務部長（奥田哲弘君）

報告第6号：平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についてを御説明いたします。

この報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、監査委員の審査意見を付して議会に報告をするものでございます。

次ページをごらんください。

表の上段、愛西市健全化判断比率の段をごらんください。

実質赤字比率と連結実質赤字比率につきましては、実質赤字額及び連結赤字額が生じておりませんので、数値の計上はございません。実質公債費比率につきましては4.1%でございます。また、将来負担比率についても数値の計上はございません。国が示しております中段の早期健全化基準値及び下段の財政再生基準値を、いずれの項目も基準数値を下回っている結果となっております。

続きまして、次ページをごらんください。

公営企業会計における資金不足比率について御説明させていただきます。

水道事業会計、農業集落排水事業等特別会計、公共下水道事業特別会計のいずれも赤字額及び資金不足額が生じておりませんので、数値の計上はございません。

報告第6号につきましては以上でございます。

**○議長（鷺野聡明君）**

それでは、認定第1号から認定第7号までの平成30年度決算と報告第6号の平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見書について、代表監査委員の戸谷・治委員より審査結果の報告をしていただきます。

**○監査委員（戸谷・治君）**

議員の皆様におかれましては、常日ごろから市政発展のために御尽力をいただいておりますこと感謝申し上げます。次第でございます。

決算審査につきましては、地方自治法及び地方公営企業法の規定により、市長から審査に付されました平成30年度愛西市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の決算について、去る6月26日から7月31日までの間に、大宮監査委員とともに各課からヒアリングを行い、審査を実施いたしました。

さて、議長のお許しをいただきまして、また大宮監査委員の御了解のもと、監査委員を代表いたしまして、平成30年度愛西市一般会計・特別会計・水道事業会計の決算審査の報告並びに決算審査に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査について御報告をさせていただきます。

審査においては、予算の執行は適正で、かつ効率的・効果的に行われているか、財務に関する事務は関係法令に準拠し、きちんと作成されているか、また計数は正確であるかなどの諸点に留意し、関係諸帳簿と証拠書類等を照合・精査するとともに、関係職員から説明を求め、例月出納検査や定期監査の結果等を踏まえ、慎重に審査をいたしました。

審査の結果、一般会計、各特別会計の歳入歳出決算書と、また水道事業会計における決算諸表等は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、計数も関係諸帳簿及び証票類と符号し、正確であり、予算の執行及び事務処理についても適正になされ、成果を上げているものと認められました。また、水道事業会計の運営状況についても、おおむね良好な状態であると認められました。

審査の内容につきましては、お手元の平成30年度愛西市決算審査意見書をお配りしておりますが、その概要について御説明申し上げます。

平成30年度は、依然として厳しい財政状況が続く中、よりよい愛西市を次世代に引き継ぐために、行政のみならず市民とともに協働のまちづくりを進め、市民と行政が一体となる愛西市づくりの羅針盤として策定されました第2次総合計画が平成30年4月に始動いたしました。

初めに、一般会計でございます。

7ページにありますように、歳入では、前年度に比べ繰入金及び市債などが減少となりましたが、市税、県支出金及び地方消費税交付金などの増加により、所要の財源は確保されております。また、歳出では、10ページにありますように、教育費、衛生費が増加し、総務費、土木

費などが減少しておりますが、予算計上した諸事業は、おおむね計画どおり執行されており、成果を上げられたものと認めたとところでございます。

お戻りいただきまして、8ページにございますように、本市における歳入決算額の構成比率は、自主財源が48.0%、依存財源が52%で、前年度より自主財源が1%減少しております。本市は収入の多くを地方交付税などの依存財源に頼っている状況にあります。平成28年度から地方交付税の縮減が始まっており、ますます厳しい財政状況が続くと考えられます。

11ページにあります市税においては、不納欠損及び収入未償額が前年度に比べ減少しております。今後とも税における公平性や財源確保の観点から、引き続き滞納の未収金発生の防止及び早期回収に努めていただきたいと思いますと思っております。

次に特別会計でございますが、28ページにありますように、特別会計5会計の合計決算額を前年度と比較したのですが、合計決算額を見ますと歳入歳出ともに減少しております。これは、国民健康保険特別会計及び公共下水道会計によるものでございます。

国民健康保険特別会計におきましては、先ほど健康福祉部長からも説明がありましたように、29ページにありますように、国民健康保険の一部を改正する法律により、平成30年度から都道府県が国保の財政運営を担うことになり、歳入にあつては国庫支出金、前期高齢者交付金など、歳出にあつては共同事業拠出金、後期高齢者支援金などが都道府県の予算となったため、予算現額、歳入歳出決算額が大きく減少しております。

公共下水道においては、37ページにありますように、歳入は国庫支出金及び市債の減少により12.9%の減少となっております。歳出は、公共下水道施設建設費の減少により16.6%の減となっております。

次に水道事業会計でございますが、51ページにありますように、本市の水需要は市民の節水意識の高まりや給水人口減少に伴い、年間有収水量は減少しております。平成30年度の有収水量1立米当たりの収支比較では、供給単価が158円78銭、給水原価が146円78銭となっており、供給単価が12円を上回り、昨年度の4円45銭を上回り、収入増となっております。これは、再任用の活用と人件費の減少によるものでございます。

次に、お手元に配付しました平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見書をごらんください。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、健全化判断比率及び資金不足比率につきましても、大宮監査委員とともに審査を実施いたしました。

審査においては、健全化判断比率、資金不足比率及び、その算定基礎となる事項を記載した書類が関係法令に準拠して作成されているか、またこれらの書類が平成30年度の財政状況の数値として適正に表示されているか検証するため、主務課から提出された資料を照合するとともに、関係職員の説明を求め、慎重に審査を実施いたしました。

審査の結果、お手元の2ページから3ページにありますように、健全化判断比率に係る実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4項目の指標は、いずれの指標においても早期健全化基準を大きく下回っており、健全性が保たれておりました。そして、

5ページにありますように、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に該当する本市の公営企業の各会計における資金不足比率の指標は、いずれの会計も資金不足はなく、健全性が保たれておりました。

恐縮ですが、平成30年度決算審査意見書に戻っていただき、48ページでございます財政分析年度別比較表があります。この中で、経常収支比率について御説明いたします。

指標の説明は割愛させていただきますが、経常収支比率は一般的に80%を超えると要注意とされて、平成29年度は87.8%、平成30年度は87.2%と若干減少しておりますが、経常収支比率が依然として高いため、財政運営に弾力性がなく、政策的に使える財源が少ない状況にあります。本市の財政構造は年々硬直化が進んでおり、注意が必要と思われま

す。終わりに当たりまして、本市の財政状況は、人口減少、生産年齢の減少、少子・高齢化の進展等により税収の増加を見込むことが非常に難しく、一方で扶助費等の社会保障関係費の増加が見込まれます。今後は新たな財源確保及び人口増加のために、少子化対策や新たな企業誘致を行うなど、また市外から多くの方に愛西市を訪れていただくための方策としてイベントや市のPRを行うなど、愛西市の観光や産業の発展、ひいては市税の増加につながるような新たな財源確保のための試みを期待するものでございます。

第2次総合計画のまちづくり「ひと・自然 愛があふれるまち」愛西市の基本理念に基づき、さらなる愛西市の発展を望むものであります。

なお、議員の皆様方におかれましては、今後も市政運営について、より深い御理解となお一層の御指導をお願い申し上げます。簡単ではございますが、決算審査の報告とさせていただきます。ありがとうございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第30・請願第3号（提案説明）

○議長（鷲野聰明君）

次に、日程第30・請願第3号：子どもの医療費完全無料化を求める請願についてを議題といたします。

この件につきまして、紹介議員より説明を願いたいと思います。

○18番（河合克平君）

では、子どもの医療費完全無料化を求める請願書について提案をさせていただきます。朗読をさせていただいて提案をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

子どもの医療費完全無料化を求める請願書、2019年8月20日、愛西市議会議長・鷲野聰明殿、請願団体、子どもの医療費無料化をすすめる会、代表・河合正美、紹介議員、真野和久、河合克平、加藤敏彦。代表して河合克平が、このまま提案をさせていただきます。

請願の趣旨ですが、2018年の8月から中学生の通院の一部公的支給が始まり、1年が経過いたしました。申請して、還付される方法ではあります、子育てをしている世帯からは、喜びの声が届いています。

しかし、申請に当たっては、「何度も行けないので、いつまでに申請すればいいのか」「窓

口が開いている時間には行けない」「申請を諦めた」「今までどおり病院窓口で負担をしなければならぬのは負担が大変」「貧乏な津島市で行っているのに愛西市はいつになるのか」などの声は、なくなることはありません。

愛知県内では、現在、愛西市、北名古屋市、常滑市、半田市で、子供の医療費の窓口負担があります。愛西市以外は、窓口で1割の負担です。愛知県内でも、海部津島地区でも子供医療費助成について、一番おくれた自治体となりました。子供が医療を受けるために窓口負担のありなしは、子供の命と健康にかかわる重大な問題です。

愛西市のため込み金が200億円、そのため込み金の利子・配当金は、28年度で1億6,000万円、29年度で1億2,000万円にもなり、実質借金は13億円であるということを知りました。また、10月から始まる幼児教育・保育の無償化によって、財政的な負担が軽減されることも知りました。

「住民の福祉の向上」という自治体本来の役割を果たしてください。市民が納めた税金を眠らせておくのではなく、市民一人一人の福祉に活用してください。

未来を担う子供たちが、差別されることなく、医療費に対し、安心して、希望を持って暮らせる愛西市にすることは、行政の責任です。

愛西市議会におきましては、市民の代表として市民の切なる思いを酌み取り、御判断をしていただきたく、ここにお願いいたします。

請願事項、中学卒業まで医療費を完全無料にしてください。

以上、御審議よろしく申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

## ◎日程第31・決算特別委員会の設置について

### ○議長（鷲野聡明君）

次に、日程第31・決算特別委員会の設置についてを議題といたします。

今定例会に議題となり、提案説明のありました認定第1号から認定第7号の平成30年度決算7件につきましては、委員会条例第6条の規定に基づきまして決算特別委員会を設置したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第7号の平成30年度決算7件につきましては、決算特別委員会を設置することに決定いたしました。

お諮りをします。ただいま設置を決定いたしました決算特別委員会の定数につきましては7名としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、決算特別委員会の定数は7名と決定いたしました。

決算特別委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、島田浩議員、近藤武議員、佐藤信男議員、山岡幹雄議員、高松幸雄議員、真野和久議員、馬淵紀明議員の7名を選任いたします。

それでは、正・副委員長をお決めいただきます間、暫時休憩といたします。

午前11時42分 休憩

午前11時49分 再開

○議長（鷺野聰明君）

休憩を解き、再開をいたします。

決算特別委員会の正・副委員長が決まりましたので、事務局長より報告させます。

○議会事務局長（服部徳次君）

失礼をいたします。

決算特別委員会の正・副委員長をお決めいただきましたので、発表いたします。

委員長には島田浩議員、副委員長には高松幸雄議員であります。よろしくお願いいたします。

○議長（鷺野聰明君）

なお、決算特別委員会の日程につきましては、9月19日午前9時からの開催を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（鷺野聰明君）

以上をもちまして本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は9月5日午前9時30分より再開しますので、よろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時50分 散会